

決議X.18

『ラムサールハンドブック』の「ツールキット」へのミレニアム生態系評価（MA）の対応選択肢の適用

1. ラムサール条約、生物多様性条約（CBD）及び国連砂漠化対処条約（UNCCD）は、ミレニアム生態系評価（MA）において、その所見や助言を活用する主な政府間エンドユーザーとして認識されていることを**想起し**、
2. また、MAにおいて、科学技術検討委員会（STRP）及びラムサール条約事務局のメンバーから得た情報を取り込んで、ラムサール条約向けに『生態系と人類の福祉：湿地と水 総合報告書』が準備されたことを**想起し**、同報告書は2005年の第9回締約国会議で要約、それも英語版だけが提供されたため、第9回締約国会議当時は、同報告書の所見の持つ意味や、対応の選択肢をはじめとする、その適用について、締約国に向けたさらなる助言を提供することができなかったことを**重ねて想起し**、そしてその後、同報告書のスペイン語版、ロシア語版、アラビア語版、中国語版が提供されたが、フランス語版は未提供であることに**留意し**、
3. さらに、そのMAによるラムサール条約向け総合報告書の作成は、「MA統合報告書」の仕上げ作業と同時期に行われていたため、MAの内容を全て徹底的に検討して、関連した対応選択肢を抜き出して、同総合報告書に含めることが不可能であったことに**重ねて留意し**、
4. 決議IX.1付属書A（2005年）において、ラムサール条約締約国が、生態系と人類の福祉のためのMAの概念的枠組みを、湿地の賢明な利用の実現、湿地の生態学的特徴の維持、並びに『ラムサールハンドブック』の「ツールキット」の適用のための枠組みとして、認識し採択したことを**想起し**、
5. STRPが、ラムサールの現在の賢明な利用のための概念的枠組みに関連したMAの対応選択肢、並びに『ラムサールハンドブック』で提供されている賢明な利用に基づいた対応を検討するという2006-2008年の課題を最優先すべきであると勧告したこと、そして、この件について常設委員会の「決定SC35-15」にて承認がなされたことを**認識し**、
6. また、生物多様性条約の科学技術助言補助機関（SBSTTA）の要望により、UNEPは、国の政府の政策決定者を含む利害関係者の観点から見たMAの利用状況と影響に関する詳細評価（UNEP/CBD/COP/9/13）を行い、その詳細評価のなかで、MAの発行及びプロジェクトの終結から日が浅く、対応策に関連する評価を含め、MAの概念及び結果が、政策決定者によって限定的にしか利用されていないことが明らかになったことを**同じく認識し**、
7. 生物多様性条約第9回締約国会議決議（ドイツ、ボン、2008年5月）の決定IX/15において、国家及び地方レベルにおいて、MAの枠組み、方法論、評価結果の適宜適用を推進することの重要性が強調され、この点に関する能力育成が急務であると強調されたことに**留意し**、
8. ミレニアム生態系評価（MA）に続くものとしての、新しい「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」（IPBES）、また、生物多様性及び生態系サービスに関する国際的な取り組みに対する科学情報の提供を強化することを目的とした、「生物多様性に関する国際科学専門家機構」（IMoSEB）に向けた協議プロセスに関する議論が進められていることを**認識し**、

9. STRP ならびに「賢明な利用作業部会」に対して、ラムサール条約に関連した MA の対応選択肢の包括的な検討に取り組んだことに**感謝**し、
10. 以下をはじめとする STRP による検討の主要評価結果に**留意**し、
- i) MA の取り組みや報告書ではラムサール条約の「湿地」(wetlands) の定義が一貫して適用されているということがなく、「湿地」(wetlands) と「内陸水」(inland waters) という言葉が全体的にほぼ同じ意味に用いられている。また、その他の湿地生息地のタイプとの関連において、例えば『湿地 (wetlands) とマングローブ』、『湖沼、河川、湿地 (wetlands)、及び浅層地下水層』のように用いられる場合にも、ほとんど区別されていない。
 - ii) 対応策に関する MA の成果物には、湿地の賢明な利用に関する詳細がほとんど含まれておらず、対応選択肢に湿地の賢明な利用が取り上げられている場合でも、変化の直接的な要因（例えば、取水、持続可能でない収穫、資源消費）への対応に焦点を当てたものが大半であった。
 - iii) 対応策に関する MA の成果物には、変化の間接的な要因（例えば、経済的要因、社会政治学的要因）に対処するための選択肢はわずかしか含まれておらず、湿地の賢明な利用に関連した政策決定におけるトレードオフを扱った選択肢も限られている。
 - iv) 湿地における変化の直接的な要因に取り組むための対応選択肢の大半は、既存の『ラムサールハンドブック』の「ツールキット」の中に既に明記されているか、または同ツールキットを将来改訂する際に容易に追加することができる。
 - v) ただし、MA のなかの生態系サービス（例えば、栄養塩類循環、食料、人類の健康、気候変動と大気質）を取り扱う章や、自然系（システム）と人工系（システム）（例えば、都市系、農地系、乾燥地系）を取り扱う数章の中に含まれている対応選択肢はその限りではない。
 - vi) MA の対応選択肢の中には、『ラムサールハンドブック』に既に掲載されている対応策のほかに、COP10 で議論が行われている STRP の成果物に既に含まれているもの、かつ／あるいは「湿地と人類の健康及び福祉」（決議 X.23）に関する報告書のよう『ラムサール技術報告書』として既に発行されているものがある。
11. また、ラムサール条約の実施を国家レベルで促進するために MA 対応選択肢を適用する上で、締約国その他が用いるガイドとして、STRP による MA の対応選択肢の検討結果をまとめた詳細報告書が『ラムサール技術報告書』として発行されることに**同じく留意**し、
12. さらに、UNEP の報告書「地球環境概況 4」（GEO-4、2007 年）で提供された情報は、個々のシステムやサービスよりも全体としての水循環に重点を置きながら、MA が行った分析を拡大するものであり、したがって今後『ラムサール技術報告書』に取り込まれることもあり得る関連資料が提供されていることに**重ねて留意**し、

締約国会議は、

13. 締約国に対して、国レベルでラムサール条約を実施する上で重要な MA の対応選択肢が、近く発行される『ラムサール技術報告書』の中で提供されるので、適宜活用するよう**奨励**する。

14. また、ラムサール条約事務局と締約国に対して、MA の成果物及び STRP による MA 対応選択肢の検討結果を踏まえた実施行動を推進するため、他の多国間環境協定 (MEA) の事務局及び各国の担当窓口と協力するよう**同じく奨励**し、ラムサール条約事務局に対して、こうした MEA の補助機関に STRP の検討結果を提供するよう**要請**する。
15. ラムサール条約事務局に対して、MA 対応選択肢に関する情報が、近く発行される『ラムサール技術報告書』の中で提供されるので、COP10 以降に『ラムサールハンドブック』を改訂及び発行する際に、STRP の助言を受けながらこうした情報を適切な巻に組み込むよう**要請**する。
16. STRP に対して、『ラムサールハンドブック』の「ツールキット」では現在扱われていない幅広い実施テーマ、『その中でも』栄養塩類循環、食料、気候変動といったテーマを取り扱った『ラムサール技術報告書』が近く発行されるにあたり、その報告書で取り上げられている MA 対応選択肢の適用方法について、締約国に向けたさらなる助言の準備を優先順位の高いものとして扱うよう**指示**する。
17. また、STRP に対して、「農業、湿地及び水資源管理」に関する決議VIII. 34 を踏まえて、相互に関係のある「農業における水管理に関する包括的評価プロジェクト」(IWMI、CGIAR イニシアティブ) と UNEP の「地球環境概況 4」(GEO-4) について、締約国に向けたさらなる助言を準備するよう**同じく指示**する。